

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

近年、我が国では、交通機関の発達によって人口移動が容易になったことや青年の農業・漁業離れ、工場の海外移転などによる産業の空洞化、経済の東京一極集中化の加速などによって、地方、特に農村部の過疎化が進行しています。このような地域では、農業従事者の高齢化、後継者不足などの理由から、耕作放棄地が増加し、森林の荒廃が進み、多くの農村集落が消滅の危機に瀕している状況です。

加えて、最近では食品食材の表示問題をはじめとした国内外の諸問題により、食の安全性が脅かされる状況の中、消費者の食に対する安全・安心志向が高まりを見せています。これを受けて食品業界では、食品・食材の安全・衛生を確保するために様々な体制の整備を行っておりますが、その基盤整備にはまだまだ時間がかかることが見込まれるのが現状です。

更に、我が国の食料自給率の維持・向上も近年では問題として浮上しております。農林水産省の調査によれば、我が国の食料自給率は、生産額ベース・カロリーベース共に調査を開始した昭和 40 年以降、減少の一途を辿っており、特にカロリーベースでは昭和 40 年当時が 73%であったのに対し、平成 22 年には 39%にまで落ち込むなど、深刻な問題となっています。世界の人口が 70 億人を突破し、将来的な食糧難が懸念される昨今、食料自給率の維持・向上は解決すべき重要な課題となっております。

上記のような様々な問題を解決するためには、農村・農業の活性化はもちろん、安全な食料を我が国で自給できるような体制と環境を整備していく必要があると考えます。

そこで、私たちは、広く一般市民に対して、食料の自給、バイオダイナミック農業、園芸の生産・種苗並びに食品安全、環境保全、地域支援型農業等についての調査・研究並びにその公表に関する事業、食料の自給、バイオダイナミック農業、園芸の生産・種苗並びに食品安全、環境保全、地域支援型農業等の啓発並びに推進に関する事業を行います。バイオダイナミック農法とは、現在、ドイツやイギリスなどのヨーロッパをはじめ、オセアニア、アメリカ、北欧などで広く実践されている有機農法の名称です。1924 年にドイツにおいてルドルフ・シュタイナーが農業者の求めに応じて行った農業指導によって始まり、その後も研究が重ねられて、現代人に必要な栄養を提供するためのさまざまな配慮がなされている農法です。また、地域支援型農業とは、地域住民が地元の農業の維持・発展や新規就農を支援するため、住民が会員となって作付け前に生産者に商品代金を前払いし、収穫時に農作物を受け取る仕組みのことを指します。生産者は商品代金の前受けによって資金繰りの解消や収入の安定化が図れ、収穫が不安定になりやすい有機農業等の業務に専念できる一方、地域住民にとっては離農など地域産業の衰退を抑止できるほか、生産過程を把握し、信頼できる生産者から安心かつ新鮮な農作物を比較的割安で入手できるというメリットがあります。更に、生産者は地域住民のニーズを重視しなければならぬことから、発祥国であるアメリカでは主として有機栽培の農家が多く、食の安全という面からもメリットが期待できます。このバイオダイナミック農業と地域支援型農業、更には食料の自給、園芸の生産・種苗、食品安全並びに環境保全についての研究・開発及びその啓発・推進を行うことで、我が国の農村・農業の活性化と、安全な食料を我が国で自給できるような体制の整備を図ってまいります。

また、適切なバイオダイナミック農業の実施のための基準の策定及び資格の認定に関する事業、バイオダイナミック農業の実施者・実施希望者に対しての相談・支援に関する事業を行うことで、前述のバイオダイナミック農業を適正に実施できる方々を育成・支援し、安全・安心な有機栽培農法が全国に広まるよう、支援してまいります。

更に、バイオダイナミック農業に関連する団体並びに環境保護団体・消費者団体への協力・支援に関する事業を行うことで、関連団体と連携しながら、上記活動を更に大きなものとしていきます。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人日本バイオダイナミック協会を設立することにしました。

当法人は、広く一般市民に対して、食料の自給、バイオダイナミック農業、園芸の生産・種苗並びに食品安全、環境保全、地域支援型農業等についての調査・研究並びにその公表に関する事業、啓発並びに推進に関する事業、適切なバイオダイナミック農業の実施のための基準の策定及び資格の認定に関する事業等を行い、地球上の人類を含むあらゆる有機体が調和をもって永続的に共存できる環境の保全並びに改善を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経緯

平成 23 年 11 月 13 日午後 1 時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成 24 年度及び平成 25 年度の事業計画、収支予算、役員案を審議し決定した。

平成 23 年 11 月 20 日午後 1 時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成 24 年度及び平成 25 年度の事業計画、収支予算、役員案を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人日本バイオダイナミック協会の設立を申請する。